

	件名	市民の声（要旨）	市の回答（要旨）	所管課等	受付日	回答日
1	ソーラーカーポート助成金	昨年ソーラーカーポートを設置しましたが、なぜソーラーカーポートの助成金がないのでしょうか。ソーラーカーポートは今後需要が増えると思いますが何かしらの考えを持って下さると期待しております。	本市再生可能エネルギー導入促進補助金は国の交付金を活用しております。本市補助金は国の交付金要領の範囲の中で補助メニューを設定し、地域の再エネ・省エネ設備の導入促進を図るべく運用を行っているところです。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。	環境政策課	R8. 5. 1	R8. 5. 1
2	食用油の処理方法	賞味期限切れの食用油の処分方法を教えて欲しいです。	食用油は新聞紙や布等に染み込ませて「もえるごみ」としてお捨てください。 また、お近くの南花台公民館では、毎月第3木曜日の10時～11時半に食用油の回収を行っておりますので、よろしければこちらをご利用ください。	環境衛生課	R8. 5. 2	R8. 5. 7
3	滑り易い歩道苔の除去依頼	以前、某マンション1番館と貳番館の間の歩道の各所で水溜りや街路樹の根の浮き上がりがあったため、水溜りが出来ない透水アスファルト舗装をしていただきました。 しかし、年数が経過して、特にカーブ付近は桜の木から落ちた桜の花やガク、枯葉の粉等が透水アスファルトの穴に詰まり、透水性が悪くなり、雨水が溜まり易くなり、また苔が繁茂して雨の際には、苔で滑り易くなっています。 高齢者も多くなったため、滑ってケガをしないように自力で対応をしましたが、ホウキで履いても苔はアスファルトの隙間に根をはり取れません。 多分、高圧洗浄をしたら苔は除去出来ると思います。よろしくをお願いします。	近日中に現況確認の上、ご提案の高圧洗浄などにより、透水性が回復するよう試みる予定です。	道路課	R8. 5. 8	R8. 5. 13
4	住民税の支払いについてのメール	多分詐欺メールだと思うのですが、これは払う必要がありますか。 メール内の問い合わせ先である、鈴木一郎という人は本当にいますか。	ここ数日、市役所税務課を名乗る不審なメールが届いたとのお問い合わせが複数寄せられております。 市役所から市税の申告や納付について、メールをお送りすることはございません。 お問い合わせいただいたメールにつきましても、河内長野市役所税務課に「鈴木一郎」との職員は在籍しておらず、詐欺メールの可能性がありますので、メール内のリンク等は決して開かないようご注意ください。 また、市税に未納がないかご不安な場合は、直接市役所税務課へお問い合わせいただきますようよろしくお願い致します。	税務課	R8. 5. 8	R8. 5. 8

5	某店舗	河内長野店が4月30日で閉店になりました。跡はどうなるのでしょうか。	河内長野店の跡地ですが、現在、市役所へ特に届け出等は提出されておりません。詳細は分かりかねます。	市民窓口課 総合相談G	R8. 5. 9	R8. 5. 18
6	府道河内長野かつらぎ線	川見の辻～国道371号線バイパス下、上高向バス停～は、府道ですね。どうして国道371号バイパス下～上高向バス停まで市道になったのか理由を教えてください。	府道河内長野かつらぎ線の一部の区間が市道になったことについては、国道371号バイパスと国道170号（大阪外環状線）が交差する「上原町交差点」から関西空港方面の国道170号（大阪外環状線）が平成6年度に開通したことに伴い、府道河内長野かつらぎ線で国道170号（大阪外環状線）の機能が重複する区間について、国道や府道ではなく市道となったものです。	道路課	R8. 5. 11	R8. 5. 26
7	市境の市看板	通常の市の境にあるものといえば白地に青い文字で「〇〇市」と書いてありますが、河内長野市の一部の市の境については赤い背景で白字に「河内長野市」と書いてあり、上に屋根のようなものが付き、さらに他の市の境と比べて明らかに大きいものがあります。 このようなことをしている理由は、市が変わったことを車の人でもわかりやすくするためのというのはわかりますが、他の自治体で行っていないことをあえて河内長野市が行えた背景について公表可能な範囲で教えてください。 ① 把握できているのは大阪外環状線の富田林須賀と市町との境目、天野町と和泉市南面里と境目、大阪狭山市大野と小山田町との境目にあると思いますが、他にもあるのでしょうか。 ② 大野と小山田町の道路については道路の種類が明確に出てこなかったのかわからないのですが、大阪外環状線については大阪府富田林土木事務所の管轄なので大阪府の許可がないとああいふ看板を設置するのが難しいのではと一般人としては感じます。 それができた背景などの情報がもし残っていれば教えてください。	道路に設置している「都市サイン」には、市名を表示する「ゲートサイン」や道路・路線名を表示する「道路名称サイン」、施設名称等を表示する「車両誘導サイン」など、数種類ございます。 ご質問の形状をするものは、このうち「ゲートサイン」であり、ご存知いただいている場所に加えて、国道371号線上・橋本市との市境に設定しているものを含め、合計4箇所に設置しています。 また、この「ゲートサイン」のデザインコンセプトについて、平成9年1月に作成した「河内長野市都市サイン計画マニュアル」に下記の記載がありましたので、ご紹介します。 ＜河内長野市都市サイン計画マニュアルP. 27より抜粋＞ 多くの国宝や重要文化財などを保有し、千数百年の歴史を誇る名刹をはじめ、かつての高野参りとして栄えた面影を残している街並みが生きている。ゲートサインは、これらの歴史性を表す格子をモチーフにして、標識の目的である分かりやすさを確保し、「いにしえの遺産を受け継いでいる歴史と文化のまち、河内長野市」をコンセプトにデザインする。表示面の彩については、視認性を高めることを基本に周辺の緑に映えるシャレたワインレッド系の色調とし、河内長野市の将来に向けて明るいイメージを表現する。	シティプロモーション課	R8. 5. 12	R8. 5. 25
8	大師運動場の寸法	大師総合運動場の縦と横の寸法を教えてください。	河内長野市立大師総合運動場のグラウンドは四角形でなく変形した形状をしているため、中央付近の四角形をとった場合の、縦横寸法をおおまかな目安として回答いたします。 ・南北 約130m ・東西 約110m	文化・スポーツ活性課	R8. 5. 13	R8. 5. 15

9	道路の標識等を増設してほしい（再質問）	道路標識の増設に係る回答内容の再質問です。 ① 私が具申した内容について精査もしくは確認して頂きましたか。 ② 市としてこの道路に標識の増設が必要と判断されたのか否か。 ③ 管轄が違うので、市として警察に連絡しただけなのですか。 ④ 文末に河内長野警察の代表電話番号のみが記載され、情報共有した担当課の記載がありません。これは私に警察に電話して確認若しくは依頼しろとの事ですか。	【ご質問①②③の回答について】 ご要望いただきました道路標識や路面標示の設置、変更につきましては、警察が所管しており市では判断や実施する権限を有していない施設となります。そのため、ご要望いただいた件を確認させていただき、ご指摘いただいた問題点とともに市から警察署へ対応を要望しております。しかし、その後の判断や対応につきましては所管する警察となります。 【ご質問④の回答について】 所管の連絡先として、警察署の電話番号を記載させていただきましたが、電話をして対応を強制するものではございません。 ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。	道路課	R8. 5. 19	R8. 6. 11
10	共同親権のある未成年の子の住所変更	法改正により、離婚後共同親権の選択が可能となりました。 子の居所指定も共同の意思決定が必要であり、一方の親による同意なき住所変更の受理は、自治体が「未成年者略取誘拐罪」の幫助や人格権侵害の訴訟リスクを負う懸念があります。 これを受け、転出入時に「親権者の双方署名の同意書」を確認するプロセスの導入を強くお願いいたします。	法務省のホームページ（※）にて以下のように記されています。 （※引用元： https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00378.html） ～引用ここから～ 【問】 離婚後の父母双方を親権者と定めた場合において、未成年の子に関する住民票に係る転入・転出等の届出について、その双方の同意を必要とするのか。 【答】 未成年の子に関する住民票に係る転入・転出等に係る届出については、現行の共同親権である婚姻中の場合であっても市区町村において、転入・転出等の事実や、現に届出を行っている者の代理権等（委任状や法定代理権など）を確認してその処理を行っており、その際に、父母双方の同意は求めている。この取扱いは、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合においても同様である。 ～引用ここまで～ つきましては、上記に基づき、河内長野市では未成年の子に関する住民票に係る転入・転出等の届出について、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合においても父母双方の同意書の提出は求めておりません。 ただし、子の住所異動については、「日常の行為に当たらない例（共同行使）」に該当するため、来庁者にはその旨周知してまいります。	市民窓口課	R8. 5. 21	R8. 5. 26

11	タクシーおでかけチケット(再質問)	タクシーおでかけチケットに対する意見への回答に「令和7年度については、市民の方々の負担軽減や公共交通の利用促進を図るため、初乗り運賃相当額の助成を目的とした制度設計としたためです。なお、令和8年度については、利用者からの要望に応え、初乗り運賃に限定せず、1回の乗車で2枚まで利用可能になるように運用の変更を予定しております。」とありました。 私はこの文章を読んで、1回の乗車で運賃が1,200円に達しなくても2枚使用できるもの（おつりはでない）と解釈し、知人等に便利になるようだと話をしていました。 ところが、5月20日に配達された「タクシーおでかけチケット」の使い方を読みますと1,200円を超えた場合から2枚つかえるということでした。この回答では誤解をさせると思いました。 高齢者はできれば自分のお金をつかいたくないのです。様々な制約あるとおもいますが、300円×8枚、もしくは600円×2枚+300円×4枚の方が使いやすいように思うのですが、来年度ご検討いただければ幸いです。	「1回の乗車で運賃が1,200円に達しなくても2枚使用できるもの（おつりはでない）と解釈」と誤解を生む記載をしてしまい、申し訳ございません。 今回送付しておりますタクシーおでかけチケットは、乗車賃が1,200円を超えた場合から2枚使えるようになります。 おつりが出ないチケットになりますので、このような運用となっております。 当市としましても、市民の方に使いやすい事業となるように今後の参考とさせていただきます。	まちづくり推進課	R8. 5. 25	R8. 6. 3
12	街灯	街灯の件でお願いがあります。私の住んでいる所はもう50年以上になる建売住宅地です。最近近くに40軒近い住宅が建ちました。 そこで問題として、夜街灯が無いので暗くて歩きにくく、防犯に関しても好ましく無いと思われます。私共は町会費で電気代を支払っていますが、最近の住宅地では今後自治会など設ける事はないでしょう、何かしら不公平感が有ります。新しい住宅地でも税金は払っているでしょうし、街灯の無いことに関しては不満をお持ちでしょう。 今後自治会の有る町会も絶滅危惧種です、私共の自治会も、もう4～5年で解散になるでしょう。そうなれば電気代を払う術が無くなります。市は街灯の電気を消すのですか。 今後河内長野市は全ての住宅地に街灯を設置し、電気代も市で持つ様にすべきではないでしょうか。	自治会を設けない場合でも、防犯灯管理団体という防犯灯の維持管理を目的とする団体を設立することは可能です。 開発地区や自治会を解散した団体などがあります。設置工事（設置の基準はあり）や、補助金も対象となります。 防犯灯は現在、公設化に向けて自治会等とやりとりを始めています。 いただいたお声は、今後の施策の参考にさせていただきます。	危機管理課	R8. 5. 29	R8. 5. 29

※公表している市からの回答内容及び担当課名については、原則回答時点のものであり、現在の状況とは異なる場合がありますのでご了承ください。